

第40回 定時株主総会 招集ご通知

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

開催 日時

2026年3月30日（月曜日）
午前10時

（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

開催 場所

東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋
2階 コンベンションホールA・B

三井海洋開発株式会社

証券コード 6269



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期（2025年12月期）は、大型FPSOの建造・操業案件を2件連続して受注し、受注済案件の建造工事も1件の生産開始を含め順調に進捗するとともに、操業中の多くのFPSOにおいては安定操業を継続しました。これらの要因により、期首に公表した業績目標を上方修正し、過去最高益を更新しました。また、グループ会社の統合や新拠点立ち上げにより事業運営体制の合理化を推進しました。

当社は「中期経営計画2024-2026」に基づき、収益力の強化に加え、FPSOの脱炭素化を含むR&Dを積極推進し、新事業開発、デジタル技術活用による競争力強化・事業展開にも注力しています。また、HSSE（健康・安全・セキュリティ・環境）・コンプライアンスを重視するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、サステナビリティ委員会における重要課題検討等を通じ、株主の皆様を始めとするステークホルダーからの信頼の最大化と企業価値の持続的向上に向けて取り組んでいます。

当社は1968年の創業以来、海洋と深く関わってまいりました。現在はFPSOをはじめとする浮体式海洋石油・ガス生産設備につき、EPCI（設計・調達・建造・据付）から保有・リース及びO&M（操業・メンテナンス）まで一貫し

て手掛ける日本では唯一の企業であり、グローバルでは二強の一角を占めるリーディングカンパニーです。

昨今の脱炭素への不可逆的な潮流を受けて気候変動対策に取り組みつつ、世界人口の増加や電力需要の高まりを背景に、エネルギー転換のみならず、エネルギー供給の持続的拡大が求められるトレンドを踏まえ、エネルギーの安定供給を支えてまいります。

当社の取り組み姿勢や成果について、皆様から一定のご評価をいただいていると認識しており、今後は更なる企業価値向上に向けた取り組みを加速し、次の成長段階につなげていく所存です。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長執行役員

宮田 裕彦

第40回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	2	連結財政状態計算書	36
株主総会参考書類	5	連結損益計算書	37
事業報告	22	貸借対照表	38
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	22	損益計算書	39
Ⅱ 会社の株式に関する事項	29	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書	40
Ⅲ 会社役員に関する事項	30	会計監査人監査報告書	42
Ⅳ 会計監査人の状況	35	監査等委員会監査報告書	44
Ⅴ 株式会社の支配に関する基本方針	35		

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
代表取締役 社長執行役員 宮田 裕彦

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.modec.com/jp/ir/stock/agm.html>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しています。以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井海洋開発」又は「コード」に当社証券コード「6269」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「第40回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりですので、同書類をご検討のうえ、後述の「事前の議決権行使についてのご案内」に従って2026年3月27日（金曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時を予定しています。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
3. 目的事項
報告事項 1. 第40期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. 株主総会招集手続に関するその他の事項

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.modec.com/jp/ir/stock/agm.html>）に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

- ① 業務の適正を確保するために必要な体制及び当該体制の運用状況
- ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

当社の連結業績は、国際財務報告基準（IFRS）を適用しています。また、表示通貨につきましても米ドルとしています。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
 3. 書面交付請求をされていない株主様には、総会日時・場所・ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集ご通知のみをお送りしています。ご案内のウェブサイトからすべての資料をご確認いただけます。

事前の議決権行使についてのご案内

書面にて行使いただく場合

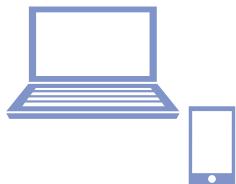


行使期限 2026年3月27日（金曜日）午後5時40分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2026年3月27日（金曜日）午後5時40分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**議決権行使ウェブサイト
アドレス** | <https://www.web54.net>

▶ 機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- ・インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。
- ・パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル **電話** 0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株皆様（特別口座をお持ちの株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを利益配分の基本方針としています。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び将来の事業展開、経営体質の強化を勘案し、普通配当を1株につき80円といたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 80円

総額 5,467,542,160円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 業務執行について柔軟かつ機動的な対応を可能にするとともに、取締役と執行役員の役割等を改めて明確にするため、現行定款につき次のとおり変更するものです。
- ① 最適な経営体制の機動的な構築及び事業継続性の維持を可能とするため、取締役のみならず執行役員からも社長を選定できるよう、現行定款第22条第2項を変更するものです。
 - ② 当社は、迅速な業務執行と責任の明確化のため執行役員制度を導入しておりますが、定款上においても取締役と執行役員の選任方法及び役割を改めて明確にすることを目的として、取締役会長を除く役付取締役を廃止するとともに、執行役員に関する規定を新設するため、現行定款第22条第3項を変更、及び変更案第29条を新設するものです。
 - ③ 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、上記①の変更対応及び運営の柔軟性確保のため、現行定款第14条及び第23条を変更するものです。
 - ④ 上記変更に伴い、条数の繰下げを行うものです。
- (2) 当社は、より快適で効率的な働き方の実現、部門間や社外とのコミュニケーションの活性化、イノベーションマインドを醸成・刺激する場の創出等を目指し、本店の移転を予定しております。これに伴い、現行定款第3条に規定する本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものです。なお、当該変更につきましては、2027年に開催予定の当社第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則第2条を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都中央区に置く。	第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた順序に従い、 <u>取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2. <u>取締役会長を定めないと</u> きまたは <u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） （条文省略）</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定める。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長を定めないとときはまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第32条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の中から社長執行役員1名を選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集し、議長となる。 （削 除）</p> <p>第29条（執行役員） 取締役会は、その決議により執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第2条（効力発生） 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2027年3月に開催予定の第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条（効力発生）は、本店移転の効力発生日経過後、削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものです。

候補者は次のとおりです。

【監査等委員会の意見】

監査等委員会は、取締役の選任に関して、取締役会が選任等に関する方針・手続きを適切に定め、指名・報酬委員会での審議を含む適切な手続きを経ているか等について、監査等委員会監査等基準に基づき検討を行った結果、本議案の内容について特段指摘すべき事項はありませんでした。

男性5名（83%） 女性1名（17%）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任期間	2025年度取締役会出席状況
1	みや た ひろ ひこ 宮 田 裕 彦	代表取締役 社長執行役員	2年 9か月	18/18回 (100%)
2	すず き りょう 鈴 木 亮	取締役 常務執行役員 CFO	1年	14/14回 (100%)
3	し みず かず き 清 水 一 樹	社外取締役	1年	14/14回 (100%)
4	すぎ やま まさ ゆき 杉 山 正 幸	社外取締役	1年	13/14回 (92%)
5	こ ばやし まさ と 小 林 雅 人	社外取締役 指名・報酬委員長	5年	18/18回 (100%)
6	まえ だ ゆう こ 前 田 裕 子	社外取締役 指名・報酬委員	1年	14/14回 (100%)

※当社における地位は、本定時株主總會招集ご通知発送日時時点の状態を記載しております。

※在任期間は、本定時株主總會終結時の在任期間を記載しております。

候補者
番号

1

みや た ひろ ひこ
宮 田 裕 彦

◆ 生年月日 1962年11月17日生

再 任



◆ 所有する当社の株式数
2,400株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	三井物産株式会社入社	2022年 4月	同社専務執行役員 欧州総代表 兼 欧州ブロックCSO
2012年 4月	同社プロジェクト本部 電力事業開発部長		兼 中東・アフリカブロックCSO 兼 欧州三井物産株式会社 社長 &CSO (在London)
2015年10月	同社プロジェクト本部 インフラ事業開発部長	2022年 8月	同社専務執行役員 欧州総代表 兼 欧州三井物産 株式会社 社長 (在London)
2016年 1月	米国三井物産株式会社 SVP&CAO (在NewYork)	2023年 4月	同社顧問
2017年 4月	三井物産株式会社 執行役員 事業統括部長	2023年 6月	当社副社長執行役員、 社長補佐
2020年 4月	同社常務執行役員 欧州・中東・アフリカ本部長 兼 欧州三井物産株式会社 社長 (在London)	2023年 6月	当社取締役副社長執行役員、 社長補佐
2021年 4月	同社常務執行役員 欧州総代表 兼 欧州三井物産 株式会社 社長 (在London)	2024年 3月	当社代表取締役社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

大手総合商社での豊富な国際経験と経営者としての経験に加え、当社の業務執行全般に亘る監督の実績を踏まえ、取締役会における意思決定と業務執行の監督に活かすべく、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

すず
鈴 木りょう
亮

◆ 生年月日 1962年10月19日生

再 任

◆ 所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 7 月	株式会社三井銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行	2020年 5 月	当社執行役員財務部長
2006年 4 月	同行ストラクチャー審査部 上席審査役	2024年 3 月	当社常務執行役員 CFO、 経理部、財務部及び財務企画 グループ担当、財務部長
2009年 3 月	SMBCセキュリティーズ会 社（NY）社長	2024年 5 月	当社常務執行役員 CFO、 SPC経理グループ担当、財務部長
2012年 2 月	株式会社三井住友銀行 米州営業第四部長（NY）	2024年 6 月	当社常務執行役員 CFO、 経理部、財務部、財務企画グループ 及びSPC経理グループ担当
2013年 4 月	同行米州審査部長（NY）	2025年 3 月	当社取締役常務執行役員 CFO、 経理部、財務部、財務企画グループ 及びSPC経理グループ担当
2015年 4 月	同行執行役員 米州本部 副本部長（NY）	2025年 4 月	当社取締役常務執行役員 CFO、 経理部、財務部、財務企画部 及びSPC経理グループ担当（現任）
2017年 9 月	同行執行役員 米州本部 副本部長（NY） 兼 SMBC日興セキュリティーズ アメリカ会社（NY）社長		
2019年 4 月	同行執行役員 ホールセール部門副責任役員 国際部門副責任役員		

取締役候補者とした理由

金融機関及び当社における経理・財務部門での業務経験により培われた卓越した専門知識に加え、これまでの当社の経理・財務部門を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

しみず かず き
清水 一 樹

◆ 生年月日 1967年1月15日生

再

任

社外取締役



略歴、当社における地位及び担当

1993年4月	三井物産株式会社入社	2024年4月	同社執行役員 事業統括部長
2016年1月	同社インフラ事業開発部長	2025年3月	当社社外取締役（現任）
2019年4月	米国三井物産株式会社 プロジェクトDivision S.V.P 兼 米州本部 Divisional Operating Officer	2025年4月	三井物産株式会社執行役員 プロジェクト本部長（現任）
2022年10月	三井物産株式会社 事業統括部 投資総括室長	2026年4月	同社執行役員 デジタル・電力ソリューション 本部長（予定）

◆ 所有する当社の株式数
0株

重要な兼職の状況

三井物産株式会社執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

すぎ やま まさ ゆき
杉 山 正 幸

◆ 生年月日 1970年8月28日生

再 任 社外取締役



◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月	大阪商船三井船舶株式会社 (現株式会社商船三井) 入社	2023年4月	同社執行役員 電力・風力エネルギー事業群 第一ユニット (電力ソリューション・石炭船事業)、 第二ユニット (風力発電事業) 担当
2014年6月	同社LNG船部LNG第二グループリーダー	2024年4月	同社執行役員 カーボンソリューション事業群 電力事業ユニット(電力燃料(除くLNG) 輸送事業担当)、風力・オフショア事業群 風力事業ユニット 担当
2016年6月	Mitsui O. S. K. Bulk Shipping (USA), LLC Houston Office 出向	2025年3月	当社社外取締役 (現任)
2019年4月	株式会社商船三井石炭・エネルギープロジェクト部長	2025年4月	株式会社商船三井常務執行役員 エネルギー事業本部副本部長 風力事業、オフショア事業 担当、 国内地域戦略 担当補佐 (現任)
2020年4月	同社石炭・再生エネルギープロジェクト部長	2026年4月	同社専務執行役員 エネルギー事業本部長 (予定)
2021年4月	同社風力エネルギー事業部長		
2022年4月	同社電力・風力エネルギー事業群第二ユニット長		

重要な兼職の状況

株式会社商船三井常務執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手海運会社で培った海洋事業をはじめとする豊富な知識と経験、経営能力、及び国際分野における豊富な業務経験に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

こ ばやし まさ と
小 林 雅 人

◆ 生年月日 1960年4月5日生

再

任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 湯浅・原法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所	2020年1月	月島機械株式会社 （現月島ホールディングス株式会社） 社外監査役
1996年1月	湯浅法律特許事務所（現ユアサハラ 法律特許事務所）パートナー	2020年6月	株式会社イーブックイニシア ティブジャパン社外取締役
1997年2月	日本オラクル株式会社社外監査役	2020年12月	株式会社日本共創プラットフォーム 社外監査役（現任）
1997年7月	平川・佐藤・小林法律事務所 （現シティユーワ法律事務所） 開設 パートナー	2021年3月	当社社外取締役（現任）
2003年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）	2025年11月	みさき投資株式会社社外監査役

重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所パートナー
株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役
Misaki Engagement Master Fund Director
Misaki Engagement Fund II Ltd. Director

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見に基づき、当社経営全般について、ご助言いただいております。なお、同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

6

まえ だ ゆう こ
前 田 裕 子

◆ 生年月日 1960年7月26日生

再

任

社外取締役

独立役員

招集(通知)

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	株式会社プリDESTON入社	2020年6月	株式会社コーセー社外取締役
2013年5月	同社執行役員	2021年6月	旭化成株式会社社外取締役(現任)
2014年4月	独立行政法人海洋研究開発機構 監事	2023年5月	内閣府戦略的イノベーション創造 プログラム第3期「海洋安全保障 プラットフォーム構築」知的財産 委員会委員(現任)
2014年5月	内閣官房総合海洋政策本部参与	2025年3月	当社社外取締役(現任)
2017年1月	株式会社セルバンク取締役 (現任)		
2019年3月	中外製薬株式会社社外監査役		

◆所有する当社の株式数
0株

重要な兼職の状況

旭化成株式会社社外取締役
株式会社セルバンク取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手製造業、研究機関で培った幅広い経営に関する見識及び豊富な経験に基づき、当社経営全般について、客観的な見地から監督・ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 当社の主要株主である株式会社商船三井及び三井物産株式会社において、各社の業務執行者である候補者及び過去10年間に業務執行者であった候補者の各社における地位及び担当は、上記の略歴及び重要な兼職の状況に記載のとおりです。その他の取締役候補者と当社に特別な利害関係はありません。
2. 現任の社外取締役に関する当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、小林雅人氏は5年、清水一樹、杉山正幸及び前田裕子の各氏は1年となります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との責任限定契約について
当社は、清水一樹、杉山正幸、小林雅人、前田裕子の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について更新を予定しております。
5. 候補者の所有する当社株式数は、2025年12月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名				現在の当社における 地位	在任 期間	男性3名（75%）女性1名（25%）		
							2025年度 取締役会出席状況	2025年度 監査等委員会出席状況	
1	たか 高	むら 村	よし 義	ひろ 裕	再任	取締役（常勤監査等委員）	2年	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)
2	ふじ 藤	た 田	とし 利	ひこ 彦	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役（監査等委員） 指名・報酬委員	2年	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)
3	た 田	なか 中	ゆ 由	き 紀	新任 社外取締役 独立役員	—	—	—	—
4	いそ 磯	べ 部	こう 貢	いち 一	新任 社外取締役 独立役員	—	—	—	—

※当社における地位は、本定時株主総会招集ご通知発送日時時点の状態を記載しております。

※在任期間は、本定時株主総会終結時の在任期間を記載しております。

候補者
番号

1

たか むら よし ひろ
高 村 義 裕

◆ 生年月日 1961年9月30日生

再 任



略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	株式会社三井銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行	2013年10月	当社財務部長
2002年12月	株式会社三井住友フィナンシャル グループ 監査部 グループ長	2020年4月	当社理事 財務部長
2008年3月	マニュファクチャーズ銀行出向、 同行 Executive Vice President （企画・人事担当）経営企画部長	2020年5月	当社理事 内部監査部長
		2021年4月	当社理事 内部監査部長 兼 監査役室長
		2022年3月	当社常勤監査役
		2024年3月	当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
2013年6月	当社入社 財務部次長		

◆所有する当社の株式数
1,522株

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融機関における豊富な経験を有するとともに、当社財務部門、内部監査部門において長年業務に携わり、卓越した見識を有しており、当社の事業活動に通じております。また、当社常勤監査役及び監査等委員である取締役としての実績及び経験により相当程度の知見を有しており、監査等委員である取締役として、適切な監査を行うとともに、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

ふじ 藤 田 利 彦

◆ 生年月日 1958年6月18日生

再 任

社外取締役

独立役員



◆ 所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	大蔵省（現財務省）入省	2013年6月	国税庁次長
2003年7月	財務省主計局主計官（防衛係担当）	2014年7月	東京国税局長
2004年2月	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官	2016年2月	日本銀行監事
2005年7月	東京国税局総務部長	2020年2月	辻・本郷税理士法人理事
2006年7月	国税庁人事課長	2021年3月	当社社外監査役
2007年7月	国税庁総務課長	2023年10月	税理士登録
2009年7月	福岡国税局長	2024年3月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2010年7月	国税庁調査査察部長	2024年10月	辻・本郷税理士法人常務理事（現任）
2012年8月	国税庁課税部長	2024年10月	株式会社イシダ社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

辻・本郷税理士法人 常務理事
株式会社イシダ社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

財務省（大蔵省）、国税庁、日本銀行等で培った税務、経済、金融に関する専門的な知見と豊富な経験に加え、当社社外監査役及び監査等委員である取締役としての実績・経験並びに税理士としての知見を有しており、監査等委員である取締役として、適切な監査を行うとともに、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると考えております。なお、同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

3

た なか ゆ き
田 中 由 紀

◆ 生年月日 1966年12月30日生

新 任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1990年 4月	運輸省（現国土交通省）入省	2018年 7月	同省総合政策局国際政策課長
2011年 6月	独立行政法人国際観光振興機構 ニューヨーク事務所長	2019年 7月	内閣官房まち・ひと・しごと 創生本部事務局次長
2015年 7月	国土交通省観光庁国際会議担当参事官	2020年 7月	国土交通省大臣官房秘書室長
2016年10月	同省観光庁国際観光課長	2021年 7月	同省東北運輸局長
2017年 7月	同省海事局総務課長	2023年 7月	同省国際統括官

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

官公庁等での業務を通じて海事・国際分野等における豊富な経験と幅広い知見を有しており、監査等委員である取締役として、適切な監査を行うとともに、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると考えております。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

4

いそ べ こう いち
磯 部 貢 一

◆ 生年月日 1965年10月27日生

新 任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月	日本輸出入銀行（現株式会社 国際協力銀行）入行	2017年 6月	同行企画部門執行役員 経営企画部人事室長
2014年10月	同行産業ファイナンス部門 船舶航空・金融プロダクツ部長	2019年 6月	同行常務執行役員 産業ファイナンス部門長
2016年10月	同行産業ファイナンス部門 船舶・航空宇宙部長	2021年 9月	大和証券株式会社 シニア・アドバイザー（現任）

重要な兼職の状況

- ◆所有する当社の株式数 大和証券株式会社 シニア・アドバイザー
0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年に亘る銀行及び証券業務を通じて国内外の金融に関する専門的な知見及び豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役として、適切な監査を行うとともに、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 現任の監査等委員である社外取締役候補者の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって、藤田利彦氏は2年となります。
3. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
当社は、高村義裕及び藤田利彦の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、両氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに田中由紀及び磯部貢一の両氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について更新を予定しております。
5. 候補者の所有する当社株式数は、2025年12月31日現在の状況を記載しております。

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各 項 目	選 定 理 由
企業経営	取締役会に期待される経営を監視する役割を果たすため、企業経営に関する知識・経験を有することが必要である。
国際経験	当社の事業は海外の事業会社を主な顧客とし、売上もほぼ100%を海外で計上していること、いわゆるバリューチェーンをグローバルに構築していることから、国際経験を有することが必要である。
法務・コンプライアンス	顧客や委託先との交渉は複雑多岐にわたることから、法令・規制に適合するだけでなく、コンプライアンスを遵守した適正な業務遂行が不可欠であり、当該事項に関わる知識・経験を有することが必要である。
財務・経理・税務	確かな財務報告の作成により経営の健全性を監視することはもちろん、リスク管理の観点からも財務・経理・税務に関する知識・経験を有することが必要である。
内部統制・ガバナンス	適切なガバナンス体制の構築は持続的な成長の基盤であり、グローバルに展開する子会社に対する監督機能を発揮するうえでガバナンスに関する知識・経験を有することが必要である。
人事・人材開発	能力を最大限に発揮するため、DE&Iの推進を含む人事・人材開発に関する知識・経験を有することが必要である。
環境・社会	脱炭素の潮流を踏まえ、イノベーションや新たな事業への取り組みを行う基盤となる視点を有することが必要である。

（ご参考）スキルマトリックス【株主総会終了後の予定】

氏 名	再任/ 新任	社外・ 独立性	役員が有する知識・経験					
			企業経営	国際経験	法務・ コンプライアンス	財務・ 経理・税務	内部統制・ ガバナンス	人事・ 人材開発
取締役（監査等委員である者を除く。）								
宮田 裕彦	再任		○	○			○	○
鈴木 亮	再任		○	○		○	○	○
清水 一樹	再任	社外	○	○			○	
杉山 正幸	再任	社外	○	○				○
小林 雅人	再任	独立社外	○		○		○	
前田 裕子	再任	独立社外	○				○	○
監査等委員である取締役								
高村 義裕	再任		○	○		○	○	
藤田 利彦	再任	独立社外			○	○	○	○
田中 由紀	新任	独立社外		○			○	○
磯部 貢一	新任	独立社外	○	○			○	○

社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2. 過去10年間において当社の現在の主要株主及びその連結子会社の取締役、監査役、業務執行者であった者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
5. 当社又はその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
8. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
9. 上記3から8のいずれかに過去3年間において該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

安定したエネルギー供給を維持することは、脱炭素の流れと並存しつつも、依然重要な課題です。そのようななか、石油会社による深海油ガス田開発は将来的にも十分な埋蔵量が確認され、併せてコスト競争力に優れた領域として継続して進められています。当社グループの主要事業である浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業、特に当社グループが強みを持つ超大水深大型プロジェクトに対する需要も堅調に推移しています。

当期における世界経済は、当社グループが事業展開している主要地域ではインフレ率の低下と段階的な利下げが進み、景気は総じて底堅く推移した一方、米国の関税措置、中国の構造調整や中東・東欧をめぐる地政学リスクへの懸念があり、先行き不透明な情勢が続きました。

原油価格は、1月に米英によるロシアの石油輸出への制裁強化やEUによる段階的輸入停止計画を背景に一時1バレル80米ドル台まで上昇しました。その後、米国による相互関税の発表等を受け、世界の原油需要減少への懸念が広がり下落に転じ、イラン・イスラエル間の戦闘激化等により一時的に1バレル70米ドル台後半まで上昇する局面があったものの、OPECプラスによる自主的減産の解消、世界経済の減速懸念、米国の増産などを背景に供給過剰見通しが強まり、概ね1バレル50米ドル台後半から70米ドルのレンジで推移しました。

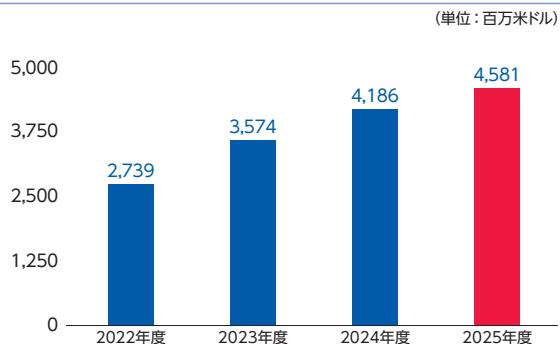
こうした状況のもと、当社グループの当期経営成績は、Shell plc. (本社:英国)の子会社であるShell Brasil Petróleo Ltda社が開発を進めるブラジル沖合Gato do Matoフィールド(現Orcaフィールド)向けFPSO建造工事及びオペレーション&メンテナンス契約の新規受注並びにExxonMobil Guyana Limited社による南米ガイアナStabroek鉱区Hammerheadフィールド向けFPSO建造工事及びオペレーション&メンテナンス契約の新規受注などにより、受注高は9,263,552千米ドル(前年比646.6%増)となり、受注残高についても18,588,729千米ドル(前年比43.6%増)となりました。

売上収益及び利益面では、FPSO建造プロジェクトの順調な進捗による売上収益及び売上総利益の計上により、売上収益は4,581,232千米ドル(前年比9.4%増)となり、持分法による投資利益133,695千米ドル(前年比13.2%減)を加えた営業利益は437,607千米ドル(前年比35.5%増)となりました。

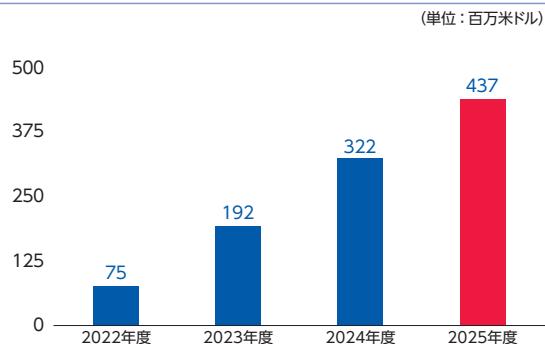
また、建造工事の前受金による現金及び現金同等物の増加に伴い利息収入が増加したことに加え、持分法適用会社向け貸付金に対する損失評価引当金戻入益を計上したことにより金融収益が増加し、親会社の所有者に帰属する当期利益は360,677千米ドル(前年比63.6%増)となりました。

連結業績の状況

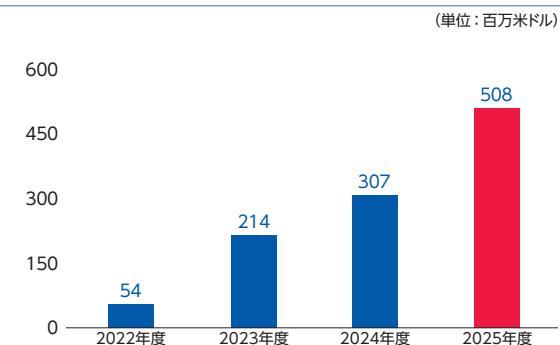
連結売上収益



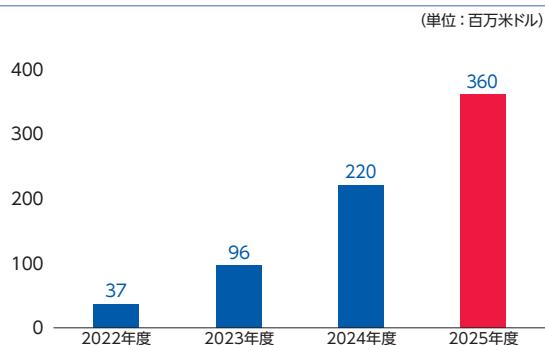
連結営業利益



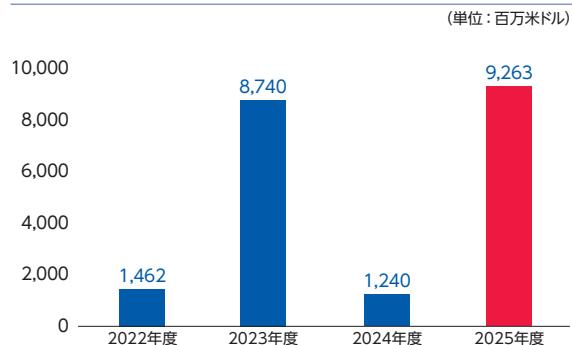
連結税引前利益



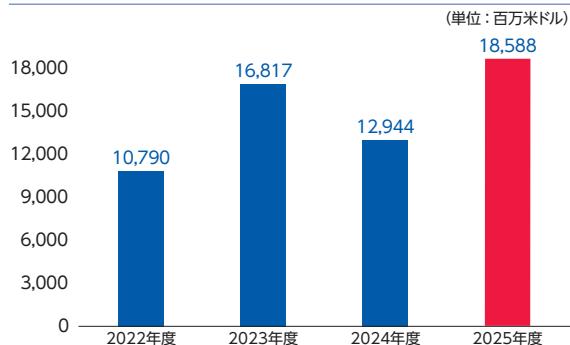
親会社の所有者に帰属する当期利益



連結受注高



連結受注残高



2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は7,350千米ドルで、その主なものは海外拠点のオフィス改装費用です。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

(1) 企業価値向上に向けた諸施策

① FPSO事業の収益力の強化

当社は、2024年2月に、中期経営計画2024-2026『イノベーションで持続可能な未来を拓く』を発表しました。初年度の2024年は、前年に受注した2件の大型FPSO建造プロジェクトが当初想定より進捗したことに加え、操業中の既存船の稼働が好調であったことや金利収入の増加等により、中期経営計画策定時に最終年の財務目標として掲げた純利益（175百万米ドル）を2年前倒して達成しました。2025年2月に見直しを行い、2026年度目標純利益（300百万米ドル）を再設定しましたが、2025年度には再設定した純利益も上回り、中期経営計画の2年目として順調に進捗しております。また、2025年にはShell社向けGato do Matoプロジェクト（ブラジル）とExxonMobil社向けHammerheadプロジェクト（ガイアナ）の2件を受注し、収益力の強化に寄与しております。

数年前には一部建造工事における費用超過に加え、ブラジルで稼働するFPSO等の追加修繕費用の発生等により赤字決算が継続した時期もありました。本経験で得た教訓を着実に事業運営に反映し取り組むことを徹底しております。同観点から、FPSO事業の建造工事や操業を通じてデータを蓄積し、AIを始めとしたデジタルソリューションの活用を通じて生産性を向上させ、また、契約満了を迎えるFPSOについて滞りなく退役を実現させることでデコミッションに関する専門ノウハウを獲得するなど、経験値を活かした新たな付加価値創出及び競争力向上に資する施策も実施しております。今後も優良顧客との関係を一層強化し、引き続き優良新規案件の受注、及び更なるアセット・マネジメントの強化を追求してまいります。

② FPSO事業の脱炭素化

エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立が求められるなか、エネルギー転換のみならず、エネルギー供給の持続的拡大に資することが当社の責務であると捉えています。そのため、FPSO事業に継続して取り組むとともに、次世代FPSOの開発を推進し、Carbon Capture & Storage (CCS)技術を有する事業者との協業、FPSOへの燃料電池搭載に向けたパイロットプラントの設計・製造に向けた取り組み等、脱炭素化に資する新技術の開発や検証を積極的に推進しております。

③ 新事業創出による収益基盤の拡大

当社のオフショアの知見と長年の経験に裏打ちされたプロジェクト遂行力を梃子に、フローティングソリューションやデジタルソリューションを活用した新事業開発を加速させ、次世代の収益の柱を確立することにより、持続的な収益基盤の拡大を推進してまいります。

また、当社は革新的な研究開発活動を展開しており、2025年1月にFPSOで生産されるガスからアンモニアを製造するブルーアンモニアFPSOの基本設計承認を米国船級協会より取得、2025年7月に陸上での組み立てが容易で迅速な建造・据付を可能とする浮体式洋上風力発電システム「i-TLP™2」

(イノベーティブ緊張係留式プラットフォーム)の基本設計承認を米国船級協会から取得、2025年9月に液化二酸化炭素を洋上で一時的に受け入れ、海底井戸に圧入するFloating Storage & Injection Unit (FSIU)の基本設計承認を米国及びフランス船級協会より取得いたしました。これらの当社独自の技術も活用し、持続可能な未来に向けた新事業開発を追求してまいります。

④ 成長のための経営資源強化

当社の持続的成長を実現するためには、その礎となる人財・技術・資本・データといった経営資源を戦略的に獲得し、最適に配分していくことが不可欠です。人的資本についてはワーキンググループを立ち上げ、専門家の知見を活用して当社グループ全体の人財戦略の策定を推進しております。経営資源の強化を通じ、企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

⑤ グループガバナンスの向上

企業規模の拡大に伴い、規模感にふさわしいガバナンス体制を構築してまいります。当社を取り巻く環境が一層複雑化するなか、意思決定の質とスピードを両立させ、グループ全体の規律と自律をバランスよく確保します。内部統制及び全社的リスク管理の体制強化に向け、現場・コーポレート・内部監査の各機能強化・連携により、グループガバナンスの実効性を高めてまいります。

(2) 中期経営計画における定量目標の再設定

上述のとおり、2025年に中期経営計画の最終年度目標値として再設定した純利益を2025年に再度達成したことから、これらの業績動向を踏まえ、中期経営計画の最終年度である2026年の数値目標を上方修正し、新たな目標値として親会社の所有者に帰属する当期利益：370百万米ドル、調整後EBITDA：450百万米ドルを公表しております。

6. 財産及び損益の状況

(単位：千米ドル)

区 分	第 37 期 (2022年12月期)	第 38 期 (2023年12月期)	第 39 期 (2024年12月期)	第 40 期 (2025年12月期)
受 注 高	1,462,207	8,740,646	1,240,853	9,263,552
売 上 収 益	2,739,762	3,574,924	4,186,461	4,581,232
営 業 利 益	75,330	192,938	322,901	437,607
親会社の所有者に帰属する当期利益	37,377	96,536	220,404	360,677
基本的 1 株当たり当期利益	0.66米ドル	1.55米ドル	3.23米ドル	5.28米ドル
希薄化後 1 株当たり当期利益	0.66米ドル	1.55米ドル	3.23米ドル	-
資 本 合 計	841,121	1,035,291	1,198,468	1,474,043
資 産 合 計	3,136,213	3,887,921	4,496,651	4,762,572

- (注) 1. 基本的 1 株当たり当期利益及び希薄化後 1 株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第40期の希薄化後 1 株当たり当期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC AMERICA, INC.	米ドル 5,629	% 100.0	FPSO等の設計、係留システムの設計・製作・販売、業務支援
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 1,043,790,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
OFFSHORE FRONTIER SOLUTIONS PTE. LTD.	米ドル 10,000,000	65.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC SERVIÇOS DE PETRÓLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 5,557,809,607	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	シンガポールドル 37,940,000	100.0	FPSO/FSOのオペレーション

- (注) 1. 出資比率欄は間接所有も含めております。
 2. 2025年11月3日付でMODEC INTERNATIONAL, INC.は、MODEC AMERICA, INC.に商号を変更しました。
 3. 2025年12月31日付でMODEC AMERICA, INC.は、SOFEC, INC.を吸収合併しました。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
PRA-1 MV15 B.V.	ユーロ 19,584,627	% 40.6	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	ユーロ 36,370,000	67.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	ユーロ 38,678,800	70.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	ユーロ 68,144,900	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	ユーロ 124,050,000	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	ユーロ 163,172,304	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	ユーロ 149,649,663	25.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	ユーロ 175,026,035	29.4	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	ユーロ 169,419,960	29.4	FPSOのチャーター
TARTARUGA MV29 B.V.	米ドル 206,138,000	29.4	FPSOのチャーター
SEPIA MV30 B.V.	米ドル 208,526,000	29.4	FPSOのチャーター
LIBRA MV31 B.V.	米ドル 327,936,000	29.4	FPSOのチャーター
BUZIOS5 MV32 B.V.	米ドル 440,233,000	35.0	FPSOのチャーター
MARLIM1 MV33 B.V.	米ドル 410,350,000	32.5	FPSOのチャーター
AREA1 MEXICO MV34 B.V.	米ドル 216,600,000	35.0	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	内 容
株式会社商船三井	当社との間の業務提携契約に基づき、 ・FPSO等に関する事業を共同推進する ・当社と協議のうえ、当社の取締役候補者1名を指名することができる。
三井物産株式会社	当社との間の業務提携契約に基づき、 ・FPSO等に関する事業を共同推進する ・当社と協議のうえ、当社の取締役候補者1名を指名することができる。

(注) 取締役候補者の指名については、最終的な選任決定は指名・報酬委員会の審議を経て当社取締役会及び株主総会の権限に基づいて行われます。

10. 主な事業の内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、洋上で石油・ガスを生産するためのトータルサービスとしてFPSO等浮体式海洋石油・ガス生産設備における設計・建造・据付、販売、リース及びオペレーションサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等 (2025年12月31日現在)

当社本社 (東京都中央区)

海外子会社: MODEC AMERICA, INC. (米国)

MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール)

OFFSHORE FRONTIER SOLUTIONS PTE. LTD. (シンガポール)

MODEC SERVIÇOS DE PETRÓLEO DO BRASIL LTDA (ブラジル)

MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD. (シンガポール)

- (注) 1. 2025年11月3日付でMODEC INTERNATIONAL, INC.は、MODEC AMERICA, INC.に商号を変更しました。
2. 2025年12月31日付でMODEC AMERICA, INC.は、SOFEC, INC.を吸収合併しました。

12. 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
6,460名 (538名)	498名増 (101名増)

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数です。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を () にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員です。

13. 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

1. 発行株式の総数 68,344,277株 (自己株式1,023株を除く。)
2. 株 主 数 29,886名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 商 船 三 井	10,251,800	15.00
三 井 物 産 株 式 会 社	10,162,300	14.86
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	8,151,000	11.92
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	4,495,006	6.57
株 式 会 社 三 井 E & S	2,502,400	3.66
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウ	1,406,617	2.05
ン ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 3 8 4 5 1 3	1,291,673	1.88
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	1,127,138	1.64
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	803,948	1.17
ピーエヌワイエム アズ エージェンティ クライアンツ 10 パーセント	753,811	1.10

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,023株) を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、「役員向け株式報酬制度」による信託口が所有する当社株式を含めておりません。

4. 新株予約権等に関する事項
特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	宮 田 裕 彦	社長執行役員、CEO (Chief Executive Officer) 全体統括、内部監査部担当
取 締 役	鈴 木 亮	常務執行役員、CFO (Chief Financial Officer) 経理部、財務部、財務企画部及びSPC経理グループ担当
取 締 役	清 水 一 樹	三井物産株式会社執行役員
取 締 役	杉 山 正 幸	株式会社商船三井常務執行役員
取 締 役	小 林 雅 人	シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士 株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役 みさき投資株式会社社外監査役 Misaki Engagement Master Fund Director Misaki Engagement Fund II Ltd. Director
取 締 役	前 田 裕 子	旭化成株式会社社外取締役 株式会社セルバンク取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	高 村 義 裕	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 田 弘 子	プロビティコンサルティング株式会社代表取締役 野田公認会計士事務所代表 公認会計士 岡部株式会社社外取締役（監査等委員） エステー株式会社社外取締役（指名委員・監査委員） 蝶理株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藤 田 利 彦	辻・本郷税理士法人常務理事 税理士 株式会社イシダ社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 間 匡 明	

(注) 1. 2025年3月27日開催の第39回定時株主総会における異動は次のとおりです。

- (1) 鈴木亮、清水一樹、杉山正幸及び前田裕子の各氏が取締役に就任しました。
- (2) 取締役 金森健、高野育浩、若菜康一、野間康史、白石和子及び西海和久の各氏は、任期満了により退任しました。
2. 取締役 清水一樹、杉山正幸、小林雅人、前田裕子、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明の各氏は、社外取締役です。
3. 当社は、取締役 小林雅人、前田裕子、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明の各氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出しています。
4. 取締役（監査等委員）野田弘子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役（監査等委員）藤田利彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高村義裕氏を常勤の監査等委員として選定しています。

2. 取締役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

	支給人員	基本報酬	賞与	株価連動報酬	合計
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	12名 (8名)	132百万円 (31百万円)	126百万円 (-)	147百万円 (-)	406百万円 (31百万円)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	4名 (3名)	62百万円 (32百万円)	- (-)	- (-)	62百万円 (32百万円)
合計	16名	194百万円	126百万円	147百万円	469百万円

- (注) 1. 上記には、2025年3月27日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（内、社外取締役4名）を含んでいます。
2. 2024年3月27日開催の第38回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の限度額を年額4億円以内、賞与の限度額を年額3億円以内、株価連動報酬に係る株式ポイントの年度毎の付与上限を50,000ポイント、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただきました。同総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（内、社外取締役6名）、監査等委員である取締役の員数は4名（内、社外取締役3名）です。株価連動報酬は、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
3. 業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標の実績は「I 企業集団の現況に関する事項 6. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針

当社は2024年3月27日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針を決議しています。

また、構成員の全員が独立社外取締役である指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針について、透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に決定しております。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

(i) 役員等報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、株主等のステークホルダーに提供する価値の最大化に向け、以下の基本方針に基づいて設定しています。

- ・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、全社業績や個人の成果に応じた適切なインセンティブとして機能するように設計する。
- ・それぞれの役員等が担う役割、責任、成果を反映することにより、職責に応じた職務遂行を促す。
- ・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、市場に存在する優秀な人材を引き付けることを可能とする、競争力のある水準に設定する。
- ・適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直す。

(ii) 報酬の仕組み

①取締役（非業務執行取締役を除く。）

・報酬構成

取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬である「基本報酬」及び短期業績連動報酬である「賞与」、並びに中長期業績連動報酬である「株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）」により構成する。

・基本報酬

基本報酬は、役位をもとに算出した定額を金銭により支給する。

・賞与

賞与は、経営目標の達成に向けたインセンティブとして支給し、役位をもとにした役位別基準額に、当該事業年度の連結純利益額、及びキャッシュフローから算出した係数を乗じ、配当実績を加味して賞与額を決定する。

・株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）

株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）は、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な業績へのインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。本制度では、年度ごとに役位及び業績に応じた株式ポイントを付与し、退任時に累積株式ポイントに退任時株価を乗じて報酬額を算出し、金銭で支給する。

②社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

・報酬構成

業務執行に対する適切な監督を期待する観点から、報酬構成には業績連動型報酬区分を設けず基本報酬のみとする。

・基本報酬

基本報酬は、定額を金銭により支給する。

(iii) 役員報酬等決定のプロセス

取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針及び規程について審議、決定しています。また各役員等の報酬額の具体的な内容については当該方針・規程の定めに従い、決定しています。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役 清水一樹、杉山正幸、小林雅人及び前田裕子の各氏並びに監査等委員である取締役 高村義裕、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明の各氏との間で、当該責任限定契約を締結しています。

その内容は次のとおりです。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、執行役員及び関係会社役員、並びに当社及び関係会社の管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は、全額当社が負担しています。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外であるなど一定の免責事由があります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「Ⅲ会社役員に関する事項 1. 取締役の氏名等」に記載のとおりです。なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係は、以下のとおりです。

取締役 清水一樹氏は、三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しています。

取締役 杉山正幸氏は、株式会社商船三井の常務執行役員であり、同社は当社の株式を保有しています。

他の社外役員については、いずれもその重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係はありません。

(2) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清水 一樹	[取締役会] 14回中14回	大手総合商社における豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。
取締役 杉山 正幸	[取締役会] 14回中13回	大手海運会社で培った海洋事業をはじめとする豊富な知識と経験、経営能力、及び国際分野における豊富な業務経験に基づき、当社経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。
取締役 小林 雅人 (指名・報酬委員会 委員長)	[取締役会] 18回中18回 [指名・報酬委員会] 11回中11回	弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験に基づき、専門的見地から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。
取締役 前田 裕子 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 14回中14回 [指名・報酬委員会] 8回中8回	大手製造業、研究機関で培った幅広い経営に関する見識及び豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。
取締役 (監査等委員) 野田 弘子	[取締役会] 18回中18回 [監査等委員会] 15回中15回	公認会計士としての専門的な知見及び他社社外役員としての豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。また、監査等委員会において適宜、必要な発言を行っています。
取締役 (監査等委員) 藤田 利彦 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 18回中18回 [監査等委員会] 15回中15回 [指名・報酬委員会] 8回中8回	税理士としての専門的な知見及び官公庁における豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。また、監査等委員会において適宜、必要な発言を行っています。
取締役 (監査等委員) 安間 匡明	[取締役会] 18回中18回 [監査等委員会] 15回中15回	政府系金融機関における国内外の金融に関する豊富な経験及び高い見識から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っています。また、監査等委員会において適宜、必要な発言を行っています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 150百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 150百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
- (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
該当事項はありません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額	科 目	金 額
	千米ドル		千米ドル
資 産	4,762,572	負 債	3,288,529
流動資産合計	2,779,612	流動負債合計	2,964,750
現金及び現金同等物	1,326,950	営業債務及びその他の債務	1,121,319
営業債権及びその他の債権	977,796	契 約 負 債	1,061,755
契 約 資 産	70,703	社 債	237,679
貸 付 金	120,866	未 払 法 人 所 得 税	105,849
その他の金融資産	60,194	引 当 金	137,834
その他の流動資産	223,100	その他の金融負債	217,939
非流動資産合計	1,982,960	その他の流動負債	82,372
有形固定資産	92,291	非流動負債合計	323,779
無形資産	28,527	社 債	182,604
持分法で会計処理されている投資	1,576,538	繰 延 税 金 負 債	3,521
貸 付 金	222,105	確 定 給 付 負 債	51,530
その他の金融資産	15,426	引 当 金	22,295
繰 延 税 金 資 産	44,599	その他の金融負債	63,100
その他の非流動資産	3,471	その他の非流動負債	727
		資 本	1,474,043
		資 本 金	190,495
		資 本 剰 余 金	168,496
		利 益 剰 余 金	1,027,407
		自 己 株 式	△127
		その他の資本の構成要素	66,537
		親会社の所有者に帰属する持分合計	1,452,809
		非 支 配 持 分	21,233
資 産 合 計	4,762,572	負 債 及 び 資 本 合 計	4,762,572

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

科 目	金 額
	千米ドル
売 上 収 益	4,581,232
売 上 原 価	△4,022,553
売 上 総 利 益	558,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△254,106
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	133,695
そ の 他 の 収 益	360
そ の 他 の 費 用	△1,021
営 業 利 益	437,607
金 融 収 益	112,988
金 融 費 用	△42,279
税 引 前 利 益	508,317
法 人 所 得 税 費 用	△97,641
当 期 利 益	410,675
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	360,677
非 支 配 持 分	49,998
当 期 利 益	410,675
1 株 当 たり 当 期 利 益	
基 本 的 1 株 当 たり 当 期 利 益 (米ドル)	5.28

貸借対照表 (2025年12月31日現在)



科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	332,921	(負 債 の 部)	257,398
流 動 資 産	242,774	流 動 負 債	255,677
現 金 及 び 預 金	16,648	買 掛 金	120,581
売 掛 金	115,886	リ ー ス 債 務	34
契 約 資 産	9,016	未 払 金	4,009
前 渡 金	14,512	未 払 費 用	2,808
前 払 費 用	7,102	未 払 法 人 税 等	620
短 期 貸 付 金	26,008	契 約 負 債	122,807
未 収 収 益	7,229	預 り 金	84
C M S 預 け 金	48,742	賞 与 引 当 金	543
そ の 他 流 動 資 産	8,536	役 員 賞 与 引 当 金	90
貸 倒 引 当 金	△10,911	受 注 損 失 引 当 金	1,522
固 定 資 産	90,147	そ の 他 流 動 負 債	2,574
有 形 固 定 資 産	212	固 定 負 債	1,721
建 物	101	リ ー ス 債 務	65
工 具 器 具 備 品	3	資 産 除 去 債 務	97
リ ー ス 資 産	88	退 職 給 付 引 当 金	930
建 設 仮 勘 定	18	役 員 退 職 引 当 金	609
無 形 固 定 資 産	25	そ の 他 固 定 負 債	17
ソ フ ト ウ エ ア	25	(純 資 産 の 部)	75,522
投 資 そ の 他 の 資 産	89,908	株 主 資 本	75,522
関 係 会 社 株 式	87,919	資 本 金	18,166
繰 延 税 金 資 産	1,360	資 本 剰 余 金	18,573
そ の 他 投 資	628	資 本 準 備 金	18,573
		利 益 剰 余 金	38,796
		利 益 準 備 金	68
		そ の 他 利 益 剰 余 金	38,727
		繰 越 利 益 剰 余 金	38,727
		自 己 株 式	△13
資 産 合 計	332,921	負 債 及 び 純 資 産 合 計	332,921

招集(通知)

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		502,737
売上原価		473,162
売上総利益		29,574
販売費及び一般管理費		17,436
営業利益		12,138
営業外収益		
受取保証料	418	
受取利息及び受取配当金	15,362	
貸倒引当金戻入益	4,473	
その他の他	2	20,257
営業外費用		
支払利息	221	
為替差損	4,680	
支払手数料	298	
その他の他	15	5,216
経常利益		27,179
特別損失		
関係会社株式評価損	6,050	6,050
税引前当期純利益		21,129
法人税、住民税及び事業税		1,882
国際最低課税額に対する法人税等		17
法人税等調整額		△265
当期純利益		19,495

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

三井海洋開発株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

三井海洋開発株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

三井海洋開発株式会社 監査等委員会
 常勤監査等委員 高 村 義 裕 ㊟
 監査等委員 野 田 弘 子 ㊟
 監査等委員 藤 田 利 彦 ㊟
 監査等委員 安 間 匡 明 ㊟

(注) 監査等委員 野田弘子、藤田利彦及び安間匡明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 (中間配当を実施する場合)	毎年6月30日
公告方法	電子公告 (https://www.modec.com/jp/ir/index.html) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(お問い合せ先) 郵便物郵送先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (証券代行事務センター) TEL : 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(インターネット) ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

三井海洋開発株式会社

〒103-0027
東京都中央区日本橋二丁目3番10号
日本橋丸善東急ビル
TEL : 03-5290-1200 (代表)
FAX : 03-5290-1505
<https://www.modec.com/jp/>

株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場 | 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
TEL : 03-3275-2090



東京建物
日本橋ビル(2階)



交通のご案内

- 1 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- 2 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- 3 JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
- 4 JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。